

上田城跡公園有料駐車場運営事業者選定委員会設置要綱

(設置)

第1条 上田城跡駐車場、上田城跡北観光駐車場及び上田城跡南駐車場（バス専用）の3つの駐車場（以下「上田城跡公園有料駐車場」という。）について、管理運営を行う事業者を公募型プロポーザル方式により選定するにあたり、その手続きを厳正かつ公平に行うため、上田城跡公園有料駐車場運営事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 選定委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 評価の方法及び基準の決定に関すること
- (2) 事業者から提出された企画提案書等について審査・評価し、審議を行うこと
- (3) 審議結果を踏まえた事業者の選定に関すること
- (4) その他、本事業の実施に係る必要な事項

(組織)

第3条 選定委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 都市建設部長
- (2) 都市計画課長
- (3) 公園管理事務所長
- (4) 観光シティプロモーション課長
- (5) 上田城跡整備担当政策幹

(委員長)

第4条 選定委員会の委員長には、都市建設部長を充てる。

- 2 委員長は会務を総理し、選定委員会を代表する。ただし、委員長に事故等があるときは、あらかじめ委員長が定める者が、その職務を代理する。
- 3 委員長は委員にやむを得ない事情があると認める場合、代理の者を指名できる。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、任命の日から事業者の選定が終了した日までとする。

(外部アドバイザー)

第6条 選定委員会は、第2条（2）の事項の遂行にあたり、公園を上田市中心部のまちづくりに活用する観点から、委員以外の者から、企画提案書等に対する意見を聴くことができる。

(開催)

第7条 選定委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 選定委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 選定委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 選定委員会の会議は、非公開とする。ただし、選定委員会が必要と認めるときは、この限りでない。

(資料の提出等)

第8条 選考委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聞き、または必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 選定委員会の庶務は、都市計画課において処理する。

附 則

この要綱は、令和6年10月1日から施行する。